

令和8年度 歯科技工士の人材確保対策事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、口腔機能の回復を図る観点から、補てつ物等を製作する歯科技工士の役割は重要となっています。一方、若手の歯科技工士の早期離職の増加等により、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が約半数を占めるなど、担い手の高齢化が生じていることから、歯科技工士の人材確保は喫緊の課題となっています。

そのため、本要領は、別添「歯科技工士の人材確保対策事業実施要綱」に基づき、歯科技工士の人材確保対策事業（以下「本事業」という。）を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定することとし、以下の要領で公募するものです。

なお、本公募は事業実施期間を十分確保するため、令和8年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での令和8年度予算の成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科技工士免許の取得後、歯科技工所に就職した者が、自ら製作した補てつ物等が歯科治療の中で調整・装着される過程等をイメージできない等の理由により、歯科医療専門職としてのやりがいを見いだせず、早期に離職するケースが多いことが指摘されています。一方で、デジタル技術の著しい進歩・普及により、歯科技工に係る技術は急速に変化し、業務の効率化を図りつつ、質の高い歯科補綴物を作成することが可能となっており、労働環境の改善が期待されています。

そこで、本事業では、卒前教育では経験できない歯科臨床をより身近に感じ、臨床に即した知識・技術を習得するための研修及び歯科技工士養成施設の指導者や地域の歯科技工士が、CAD/CAM等のデジタル技術の知識・技術を習得するための研修を実施し、歯科技工士の人材確保を図ることを目的としています。

3 事業内容

実施団体は、次の（1）の事業を実施するものとする。

（1）歯科技工士実地研修・技術修練部門の整備・運営事業及びデジタル技術実地研修事業

1）～4）のいずれも実施すること。

1）技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科技工士が臨床に即した知識・技術を習得するための研修等を実施するために、教育機関（歯科技工士学校・養成所等）等において技術修練部門の運営を実施すること。技術修練を行う教育機関等においては、専任の研修指導者を1名以上配置するとともに、その他受入調整等を行うスタッフを必要に応じ配置する等、体制を整備すること。

また、広く研修の受講者を募るとともに、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇の間も受講者の希望に応じ利用できる施設であることが望ましい。

2）歯科技工士実地研修

技術修練の実施に際しては、医療機関における歯科治療（補てつ治療等）の見学を含むものとし、実際の患者において歯科技工物の製作と当該歯科技工物の製作に関わる歯科治療の一連の過程が理解できるような実地研修を実施すること。また、そのために必要な医療機関や歯科技工所等の関係施設との受入調整や研修指導を行うこと。

3) デジタル技術実地研修事業

歯科技工士養成施設の指導者や地域の歯科技工士を対象とした CAD/CAM 等のデジタル技術の知識・技術を習得するための研修を行う。

4) 運営協議会の設置・研修プログラム作成・事業評価

1)、2) 及び3) の実施に際し、定期的に運営協議会を開催すること。運営協議会において、最初に歯科技工士の離職防止等に資する研修の実施に必要な研修プログラムの作成を行うこと。また、技術修練を実施することにより、歯科技工士の離職防止につながった効果を測定し事業評価も行うこと。運営協議会の委員には、歯科医師の職能団体を代表する有識者、歯科技工士の職能団体を代表する有識者、全国歯科技工士教育協議会を代表する有識者をそれぞれ1～2名程度含むこととする。

4 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業3（1）の事業に係る補助金の交付については、事業の実施にそれぞれ必要な以下の経費に限りませんが、最終的な経費については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによります。

（1）歯科技工士技術修練部門運営事業及びデジタル技術実地研修事業

（経費）職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、社会保険料、雑役務費、委託費（前に掲げる経費に該当するもの。）

（補助率）定額

（基準額）1年目：9,749,000円（上限額）

2年目：7,912,000円（上限額）

3年目：5,156,000円（上限額）

4年目：3,318,000円（上限額）

5 事業期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和9年3月31日（水）

6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること

（1）本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること

- (2) 本事業の実施に当たって、歯科医療及び歯科技工士養成に関わる関係団体の協力を得ることができること
- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (8) その他参加資格として、別紙－1に掲げる公募参加適合条件を満たすこと

7 応募方法等

(1) 企画書等の提出書類

「歯科技工士の人材確保対策事業企画書」（別紙－2）、「歯科技工士の人材確保対策事業に必要な経費内訳書」（別紙－3）等を作成し、7（2）に示す応募方法により提出してください。

(2) 応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下の通り。

① 提出期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月21日（火）（必着）

② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科技工士の人材確保対策事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111（内線 2583）

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前9時30分～午後5時00分（11時30分から12時30分迄を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書（別紙－2） 3部

（企画書については、正本1部、副本2部とし、副本2部については応募した事業者名がわかる文字や図案等を入れていないものとする。）

イ 経費内訳書（別紙－3） 3部

ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等、応募団体の活動が分かる資料 1部

エ 保険料納付に係る申立書（別紙－4） 1部

オ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写） 1部

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

（３）提出書類の真正性確保

押印が省略され担当者等から提出される書類については、応募団体として決定されたものであること。

なお、提出書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、実施団体として選考した後においても、補助金不交付等の措置を行う場合があり得る。

8 応募団体の評価について

- （１）「歯科技工士技術修練部門運営事業及びデジタル技術実地研修事業に係る企画書の評価について」及び「歯科技工士技術修練部門運営事業及びデジタル技術実地研修事業に係る企画書の採点表」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、地域性も踏まえ、それぞれの業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。
- （２）企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい（電話等の手段による場合もあります）。ご出席いただけない場合、当該者の企画書等を無効とします。
- （３）企画書等を提出した者が、提出書類に虚偽記載等の不正を行ったことが発覚した場合、7（２）③エの申立書を提出せず、又は虚偽の申立をし、若しくは申立書に反することとなった場合は、当該者の企画書等を無効とします。
- （４）評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

公募参加適合条件

本事業に応募しようとする者のうち、次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

歯科技工士の人材確保対策事業
(歯科技工士技術修練部門運営事業)

企画書

商号又名称 ○○○○

代表者名 ○○○○

住所又は所在地 ○○県○○市

連絡先 所 属
役 職
氏 名
所在地

TEL △△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△

FAX △△-△△△△-△△△△

e-mail ****@*****

1. 事業の実施体制

(1) 事業実施目的

事業実施についてその目的を記載してください。

(2) 団体組織図（別添で組織図等の添付でも可）

事業実施について団体内のどの部署が担当するのかについて記載し、本事業の経理事務等を行う経理部門についても記載してください。

(3) 実施体制（別添で体制図等の添付でも可）

本事業を実施する体制について、実施人員や業務分担など簡潔に記載してください。なお、本事業を専任で行う者はその旨、本事業以外の業務を兼務する者はその従事割合が分かるように記載してください。

(4) 事業実施における関係団体との協力体制

本事業の実施における関係団体との協力体制について記載してください。

2. 事業内容

(1) 事業内容

事業内容を簡潔に記載してください。

(2) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施等

技術修練部門の運営体制及び技術修練の実施や広報活動について記載してください。

(3) 歯科技工士実地研修等

実地研修に必要な医療機関や歯科技工所等の関係施設との受入調整や研修指導を行う体制について記載してください。

(4) 運営協議会の設置・研修プログラム作成・事業評価等

運営協議会の体制図や研修プログラムの作成・事業評価等について簡潔に記載してください。

3. 事業計画

事業の実施計画について簡潔に記載してください。（いつまでに何をどのように実施するのか分かるようにしてください。）

4. 過去の実績等

前年度事業の実績等について、記載してください。（前年度の事業を踏まえて、本年度実施することがなにか分かるようにしてください。）

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定の有無

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

**歯科技工士の人材確保対策事業（歯科技工士技術修練部門運営事業）
に必要な経費内訳書**

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
通信運搬費				
社会保険料				
雑役務費				
委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）				
合 計				

保険料納付に係る申立書

当団体は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当団体に対する一切の処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又名称

代表者名

厚生労働省医政局長 殿